

# 第 246 回広島県都市計画審議会議事録

- 1 日 時 令和 2 年 11 月 11 日（水）14：00～15：40
- 2 場 所 広島県庁北館 2 階 第 1 会議室（広島市中区基町 10 番 52 号）  
（Web 会議併用）
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議 題 等 （1）都市計画決定案件 1 件  
（2）そのほかの付議案件 1 件  
（3）報告事項 1 件
- 5 担当部署 広島県 土木建築局 都市計画課 施設計画グループ  
（082）513-4117（ダイヤルイン）
- 6 議 事 録

## 目 次

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| 1 開 会 .....                                  | 1  |
| 2 議 事 .....                                  | 2  |
| (1) 第 1 号議案 備後圏都市計画道路の変更について .....           | 2  |
| (2) 第 2 号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更について ... | 7  |
| (3) 報告事項 広島県都市計画区域マスタープラン(素案)の修正事項について ..... | 14 |
| 3 閉 会 .....                                  | 20 |

広島県土木建築局都市計画課

## 1 開 会

開会 14:00

○司会 お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただ今から第 246 回広島県都市計画審議会を開催します。

初めに、審議会を傍聴される方々にお問い合わせ申し上げます。

本日受付にて配布しました「傍聴に際しての遵守事項」を御確認いただきますようお願い申し上げます。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

前回審議会より、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、ウェブ会議の併用、換気、消毒等の措置を講じての開催としております。

委員の皆様におかれましては、御理解と御協力のほどよろしくお願いします。

それでは、まず、本日の会議資料について御確認をお願いします。

本日お手元にお配りしておりますのは、

次第、委員名簿、配席表、

資料 1 第 1 号議案スライド資料、

資料 1-2 第 1 号議案意見書の要旨と意見書に対する県の考え方、

資料 2 第 2 号議案スライド資料、

参考資料 1-1 広島県都市計画区域マスタープラン(素案)の修正事項について、

参考資料 1-2 広島県都市計画区域マスタープラン(素案)に対する市町調整会議、  
第 245 都市計画審議会及びパブリックコメントでの意見とその対応、

参考資料 1-3 各圏域都市計画マスタープラン(原案)抜粋、

参考資料 1-4 素案の新旧対照

以上をお配りしております。

また、事前に送付した資料として、

議案集、概要書

以上でございます。

資料について、不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

○司会 続きまして、本日の出席者の御紹介ですが、大変恐縮ですが、委員名簿の配布をもって御紹介とさせていただきます。

なお、名簿のお名前の右側に「オンライン出席」と記載した委員の皆様は、本日はウェブ会議システムを通じ御出席いただいております。

回線状況により音声聞き取りにくい場合などには、進行を調整させていただく場合がございます。

そのほか、マイクの消毒等により、通常の進行よりもお待たせすることもあるかと思いますが、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

本日の会議時間は約 1 時間 30 分を予定しております。

それでは、これからの議事は、審議会運営規程第 5 条により、会長が「会議の議長」となっておりますことから、藤原会長、よろしくお願いします。

○藤原会長 皆様、こんにちは。

藤原でございます。

それでは、早速でございますが、本日の審議会を進めてまいりたいと思います。

オンラインで御出席の委員の皆様方も、よろしくお願いします。

本日の出席委員は、この会場に 11 名、それからオンライン出席が 5 名で、合わせまして

16 名でございます。

22 名中 16 名ということで、2 分の 1 以上の出席となっておりますので、審議会条例第 5 条によりまして、本日のこの会は有効に成立しますことから、第 246 回広島県都市計画審議会をこれより開会します。

議事録署名委員を指名します。

今回は、重藤委員、それから松岡委員のお二方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に沿って進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、付議案件が 2 件と事務局からの報告事項が 1 件ございます。

## 2 議 事

### (1) 第 1 号議案 備後圏都市計画道路の変更について

○藤原会長 それでは、まず、第 1 号議案につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 広島県土木建築局都市計画課長の栢と申します。どうぞよろしくお願いします。

まず初めに、第 1 号議案 備後圏都市計画道路 新浜美ノ郷線の変更について御説明させていただきます。

前のスライドにて御説明しますが、お手元にも資料を配布しておりますので、両方を御参照いただきますようお願いします。

説明時間は約 20 分を予定しております。

それでは、スライド 1 をご覧ください。

初めに、新浜美ノ郷線のある備後圏都市計画区域について御説明します。

備後圏都市計画区域は、三原市、尾道市、福山市、府中市からなる都市計画区域となっております。

スライド 2 をご覧ください。

備後圏の主要な道路ネットワークについて御説明します。

高規格幹線道路として、東西を走る山陽自動車道と四国から山陽・山陰までを結ぶ西瀬戸自動車道、中国横断自動車道尾道松江線がございます。

また、幹線道路として、一般国道 2 号と一般国道 2 号バイパスが重要な道路ネットワークとなっております。

そのほか、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線の二つの鉄道路線が走っております。

新浜美ノ郷線は、尾道市中心部の幹線道路で、次のスライドでこの周辺地域について御説明させていただきます。

それでは、スライド 3 をご覧ください。

尾道市中心市街地を示しております。

沿岸部に一般国道 2 号と、北側に一般国道 2 号バイパスが走り、市街地を南北に貫くように、一般国道 184 号が走っております。

新浜美ノ郷線は、一般国道 184 号のバイパスであり、一般国道 2 号との交点となる新浜 2 丁目から一般国道 184 号の美ノ郷町へ至る延長約 5,160 メートルの都市計画道路でございます。

今回変更となりますのは、平原台団地北側の門田町の山地部 760 メートルの区間となります。

続いて、スライド 4 をご覧ください。

都市計画決定の経緯について御説明します。

左側の図にございますように、新浜美ノ郷線は、昭和 8 年に都市計画道路築港松岡線として、現在の一般国道 184 号が都市計画決定されました。

その後、5 回の変更を経て、右側の図のとおり、平成 4 年の第 6 回の変更で、一般国道 2 号バイパス以南の交通需要への対応のため、一般国道 184 号のバイパスとして都市計画変更されました。

このときに築港松岡線は、新浜美ノ郷線と西御所門田線に変更しております。

スライド 5 をご覧ください。

事業進捗の経緯について御説明します。

一般国道 184 号道路改良工事として、昭和 61 年に事業着手し、平原台団地のある平原工区、新尾道駅周辺の栗原工区が完成し、現在、門田町から一般国道 2 号バイパスまでの門田工区の事業を実施しております。

今回の対象箇所はこの門田工区の一部となります。

なお、起点側の新浜工区につきましては未着手となっております。

それでは、スライド 6 をご覧ください。

都市計画変更の内容について御説明します。

変更点は 3 点ございます。

1 点目は、門田工区の事業実施に伴い、構造変更等が生じたことによる区域の変更でございます。

2 点目は、住居表示の実施に伴う起終点の位置の表示の変更でございます。

3 点目は、平成 10 年の都市計画法施行令の改正により、車線数を定めることとなりましたので、今回新たに車線の数を決めるものでございます。

スライド 7 をご覧ください。

都市計画変更の 1 点目、「構造変更等に伴う区域の変更」について御説明します。

現計画では、上の図に示すとおり、門田工区の山地部約 200 メートルにおいて、約 7 段の長大法面となる掘割切土構造としていましたが、それを下図のトンネル構造へ変更するものでございます。

スライド 8 をご覧ください。

先ほどの変更区間の断面構造を示しております。

上側の掘割切土構造では、高さ最大約 48 メートルの長大法面となり、大規模な地形改変を伴うものとなっております。

これを、下図のトンネル構造へ変更するものですが、車線数 4 車線、両側歩道、それぞれの幅員に変更はございません。

スライド 9 をご覧ください。

構造変更を行う理由として、まず、①の「災害時の安全性の向上」と②の「環境面への配慮」の 2 点がございます。

1 点目の「災害時の安全性の向上」については、平成 30 年 7 月豪雨をはじめ、近年頻発する豪雨などにより、道路法面においても大規模災害が頻発していることから、災害に強い道路ネットワークを構築することが課題となっているため、トンネル構造に変更するものでございます。

また、設計基準となる「道路土工 構造物技術基準・同解説」においても、「極力大規模な地形の改変を回避するような路線の選定や修正並びにトンネルや橋梁などに変更することが望ましい」とされております。

2 点目の「環境面への配慮」については、環境負荷を軽減するため、建設発生土の抑制に努めることも必要となっていることから、トンネル構造にするものでございます。

このトンネル構造に変更することにより、建設発生土は、現計画 23 万 5,000 立方メートルから、変更後は 1 万 6,000 立方メートルに、大幅に抑制することができます。

併せて、ダンプトラックによる建設発生土の運搬量も抑制できるため、門田町からの搬出時や尾道市街の走行時の交通安全上の課題も軽減できるものと考えております。

スライド 10 をご覧ください。

新浜美ノ郷線の構造変更に伴う新旧対照図について御説明します。

変更区間は約 760 メートルで、赤色が今回の追加区域、黄色が削除区域、緑色が現計画どおりの区域となっております。

各変更箇所について御説明します。

中央部は、長大法面となる掘割切土構造からトンネル構造への変更に伴い、区域を削除するものでございます。

トンネルの前後区間は、トンネルの上下線の間に必要な離隔を確保するため、すり付け区間として道路幅員を上げた区域を追加するものでございます。

トンネル東側の区間は、新浜美ノ郷線の側道になっておりますが、側道区域については、平成 12 年の広島県の通知において、側道は機能回復のための道路であり、区域に入れないこととなったため、この度区域を削除するものでございます。

スライド 11 をご覧ください。

都市計画変更の 2 点目、「位置の表示の変更」について御説明します。

住居表示の実施に伴い、終点の「尾道市美ノ郷町字釜ヶ迫」表記から「尾道市美ノ郷町三成字釜ヶ迫」に変更しております。

スライド 12 をご覧ください。

都市計画変更の 3 点目、「車線の数決定」について御説明します。

スライドの図は、一般部の標準断面図を示しております。

道路規格は第 4 種第 1 級となります。道路幅員については、代表幅員は下図の示す 30 メートルとなっており、現計画と変更はございません。

幅員の内訳については、車道 4 車線、停車帯、植樹帯、自転車歩行者道を両側に計画しています。

また、今回、平成 10 年の都市計画法施行令の改正に伴い、新たに車線数を 4 車線として決定します。

スライド 13 をご覧ください。

トンネル部の標準断面図を示しております。

幅員は、上下線それぞれ 11 メートルの、合わせて 22 メートルとなります。

車道 4 車線と自転車歩行者道による構成となり、トンネル部のため、停車帯、植樹帯の設置はございません。

以上が変更の内容でございます。

続きまして、スライド 14 をご覧ください。

本案件について、令和 2 年 10 月 15 日から 29 日まで 2 週間の縦覧に供したところ、1 通 2 名の方から今回の変更に対する意見の申し出がございました。

なお、この度の意見書について、事前に提出された関連する要望書がございましたので、それも含めて取り扱うものとし、合計 3 通 12 名の意見について、県の考え方を整理しております。

また、今回の変更案については、尾道市からは異存のない旨の回答をいただいております。

それでは、提出された意見書の要旨と意見書に対する県の考え方について御説明します。

ここで、お手元の資料 1・2(参考)をご覧ください。

意見書には複数の意見が含まれていたため、整理・分類した上で、左側に意見書の要旨を、右側に県の考え方を記載しております。

まず、1 の「計画に関する意見」について御説明します。

「計画全般に関する意見」として、①から⑤の五つの理由をもって、「当初の計画どおり、

掘割構造での建設を要望する」との御意見をいただいております。

この御意見に対し、現計画では、門田町の山地部において、直高最大約 48 メートルの長大法面となる掘割構造となっておりますが、近年頻発する豪雨などにより、大規模災害が頻発していることから、災害時の安全性向上及び建設発生土の抑制など、施工時の環境面への配慮から、掘割構造からトンネル構造に変更するもので、御理解をいただきたいと考えております。

続いて、①から⑤の御意見に対する県の考え方を御説明します。

まず、1 点目の「トンネル施工にすると、道路を利用した付近の開発ができなくなる」との御意見については、現計画の掘割構造案では、直高最大約 48 メートルの長大法面となるため、取付道路を新設することは極めて困難であり、道路を利用した付近の開発（沿道利用）は難しいと考えております。

2 点目の「トンネル施工にすると、井戸水を利用している方がいるので、水脈の変化が心配である」との御意見については、トンネル掘削に伴い、地下水の流れや水位が変わる可能性はありますが、大規模な地形改変を伴わないため、掘割構造案と比較し、影響は少ないと考えられます。事業実施に当たっては、着手前にトンネル付近の井戸調査を行い、工事中においても調査を実施し、工事による影響が認められる場合には適切な対応を行う必要があると考えております。

続いて、3 点目の「掘割構造では、豪雨時に斜面の土砂崩れによる災害が発生しているとのことだが、豪雨対策として斜面の補強を検討すべきではないか。また、トンネルであっても、老朽化による天井板崩落などの懸念がある」との御意見については、掘割構造案の長大法面の施工については、技術的には可能ですが、近年頻発する豪雨などにより道路法面災害が発生していること、また、設計基準となる「道路土工 構造物技術基準・同解説」において、大規模法面を避け、トンネルや橋梁を検討することとなっており、安全性の高い道路構造が求められる中、トンネル構造への変更は適切であると考えております。また、老朽化などの懸念については、トンネル点検や補修工事等を実施し、適切な維持管理を行うことにより、安全性の確保に努める必要があると考えております。

4 点目の「トンネルの出入口は比較的交通事故が起きやすく、トンネル内外の明るさの違いで運転が危険になる」との御意見については、トンネル照明の設計基準「道路照明施設設置基準・同解説」に基づき、トンネル内の照度を適切に確保し、自動車の通行安全設計の確保に努める必要があると考えております。

5 点目の「歩道を歩くとき、トンネルは暗く人目につかないため、犯罪が起きたニュースを聞くこともある」との御意見については、トンネル照明の設計基準である「道路照明施設設置基準・同解説」に基づき、トンネル内の照度を適切に確保し、報告者・自転車の通行や防犯上の安全性の確保に努める必要があると考えております。

次に、2 の「合意形成に関する意見」について御説明します。

「住民への説明に関する意見」として、「トンネルに反対する地元地権者の理解を得ないまま説明会を開催し、行政の思うがままに計画を進行しようとしている」との御意見をいただいております。

この御意見に対し、県の考え方としては、変更計画については、計画区域及び周辺地域の関係権利者及び町内会に対して、説明会や個別説明を行い、計画の変更内容や必要性について説明を重ね、計画に対する理解と協力が得られるよう努めてきたところです。今後も、地元住民をはじめとする関係者に対し、誠意を持って十分な説明や協議を行い、理解と協力を得てまいります。

意見書の説明は以上でございます。

以上で第 1 号議案の説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**藤原会長** それでは、議案の審議をします。

審議の方法ですが、まず、この会場におられる委員から御意見を頂戴したいと思います。  
そののちに、オンライン出席の委員の御意見を伺います。

それでは、まず、会場の皆様、何か御質問、御意見等ございましたらお願いします。

(質問・意見なし)

○**藤原会長** それでは、オンライン出席の皆様、御質問、御意見等ございましたら、挙手をお願いします。

原田委員、お願いします。

○**原田委員(オンライン)** トンネルにした場合、歩行者数などは検討していらっしゃいますか。特に、通学などで使われる予定はあるのでしょうか。

○**藤原会長** 事務局から回答をお願いします。

○**事務局** この付近の歩行者などの数ですが、近辺にて計測しております。まず、改良済の平原台団地の区間では、歩行者 312 人、自転車 126 台、いずれも 12 時間当たりの数でございます。

また、門田工区の未着手区間については、現道で計測しており、12 時間当たりの歩行者 365 人、自転車 178 台というのが、交通量調査で計測した数字でございます。

なお、門田工区については、現在改良が済んでおりませんので、通学路に指定はされておきませんが、改良が済んでいる区間については通学路に指定されております。

以上でございます。

○**原田委員(オンライン)** ありがとうございます。

特に安全面については、確かにトンネルになると危ないところだと思いますので、ぜひしっかり調査をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○**藤原会長** それでは、ほかにいらっしゃいますか。

太田委員、お願いします。

○**太田委員(オンライン)** 御説明ありがとうございます。

トンネルの長さは、スライド 10 の黄色に着色された 200 メートルの区間でしょうか。

○**事務局** そうでございます。

○**太田委員(オンライン)** 掘割構造をトンネルに変更することにより土砂崩れが回避されるということは分かったのですが、一般的に市民の方が今心配されるのは、東京都調布市の道路陥没など、トンネル工事による影響で、先ほどご紹介いただいた意見書には井戸水への不安の言及がありましたけれども、それらが関係すると思うのです。

地盤の調査などについては、特に御説明がなかったのですけれども、そこは大丈夫という理解でよろしいでしょうか。

○**事務局** 詳細な調査については、この度の都市計画変更の決定等を受け、調査に入ることを伺っております。

また、井戸水の調査、それから現地の状況でございますが、この度のトンネルに変更する区間の直上には、家屋等はないと伺っております。

○**太田委員(オンライン)** わかりました。どうもありがとうございます。

200 メートルのトンネルを自転車や人が通るというのは、これまでの通行方法とは大きく変わることですので、どうぞ引き続きよろしく御検討のほどお願いします。

以上です。

○**藤原会長** ほかにいらっしゃいますか。

渡邊委員、お願いします。

○**渡邊委員(オンライン)** スライドの 14 の意見書の要旨の 2 点目、「合意形成に関する意

見」について、1点質問と、1点確認です。

1点目の質問は、今回の計画変更に対して、周知の経緯をお尋ねしたいと思います。

都市計画法に基づき、公聴会や説明会、あるいは任意の個別説明などをされていると思いますが、何回程度行われたのかという質問です。

2点目の確認は、県が定める都市計画の場合、都市計画法第18条第1項に基づいて、関係市町村に意見を求めることになっており、先ほどの説明の中で、「尾道市からは異存なし」とのことについて、この18条1項に基づく意見照会の結果と捉えていいのかという確認です。

以上2点です。よろしくお願いします。

○事務局 まず、1点目の御質問の、住民の方への合意形成のことについてです。

門田町や平原台の町内会あるいはその役員の方に対し、昨年(令和元年)の9月以降に、12回にわたり、事業や都市計画変更、トンネル構造に変更することについての説明や情報提供を行っております。

また、本案件については、冒頭申したように、計3回の要望書、意見書などが提出されておりますが、それぞれ要望者の方に対し、その都度御説明を行ってきたところでございます。

それから、2点目の尾道市の意見については、都市計画法第18条第1項に基づき、令和2年11月5日付で異存がない旨御回答いただいているところでございます。

○渡邊委員(オンライン) どうもありがとうございました。了解しました。

○藤原会長 ありがとうございました。

オンラインの委員の方々に、ほかに手を挙げていらっしゃる方はいらっしゃいますか。

(挙手なし)

○藤原会長 ほかに特にないようでございますので、第1号議案については原案どおりと決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤原会長 オンラインでの参加の皆様もよろしいでしょうか。

(異議なし)

○藤原会長 異議がございませんので、第1号議案については原案どおりとします。

## (2)第2号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更について

○藤原会長 それでは、第2号議案について、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 呉市都市部建築指導課長の上東でございます。

第2号議案 産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更について御説明します。

議案集(別冊)は1ページからですが、スライドにて御説明します。

なお、お手元にもスライド資料2としてお配りしておりますので、参考にいただければと思っております。

説明時間は15分を予定しております。

スライド2をご覧ください。

初めに、建築基準法第51条について御説明します。

「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない」と規定されております。

しかしながら、ただし書きにより、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない」と規定されており、申請施設は、同法第51条中、「その他政令で定める処理施設」として産業廃棄物処理施設に該当することから、原則として、位置の制限を受けることとされております。

スライド3をご覧ください。

建築基準法施行令第130条の2の3の規定により、工業地域及び工業専用地域内においては、1日当たりの処理能力が6トン以下の廃プラスチック類の破碎施設などの規模の小さい産業廃棄物処理施設においては、位置の制限を受けないものとされておりますが、この度の申請は、6トンを超える処理能力を有する破碎施設を計画しているものであるため、敷地の位置の制限を受けることとなります。

一つ前のスライドをご覧ください。

本来は、産業廃棄物処理施設については、広島県において都市計画決定すべき施設となりますが、本施設は民間施設ですので、施設の永続性などを考慮し、都市計画決定は行わず、施設の敷地の位置の適否について本審議会に諮問させていただくものでございます。

スライド4をご覧ください。

それでは、申請内容について御説明します。

申請者は、「広島県呉市広多賀谷1丁目9番30号 株式会社こっこー 代表取締役 槇岡達真」でございます。

申請位置は「広島県呉市広多賀谷1丁目1番9号外5筆」で、敷地面積は2.03ヘクタールとなっております。

当該申請者は、昭和26年の創業当初より、主に鉄及び非鉄スクラップの取り扱いを主な業務としており、現在は、当該業務に加え、分別・破碎等を行う産業廃棄物の処分も行っております。

従来、プラスチックが混在したスクラップは中国へ輸出していましたが、同国のプラスチックごみの輸入規制により、日本国内において処理しなければならなくなりました。

そのため、プラスチックが混在したスクラップについても分別を行い、製鋼原料としてリサイクルするため、この度当該者は、赤枠で記した破碎機を1台増設する計画としております。

なお、この度は建築物の増築等の建築行為はなく、既存建屋内に破碎機を設置する計画となっております。

スライド5をご覧ください。

申請敷地の位置でございます。

画面中央部の赤色の丸で示している部分が申請敷地でございます。

東広島自動車道と一般国道185号の交差点から南東へ1キロメートル、また、JR新広駅の南側の多賀谷工業団地内に位置しております。

スライド6をご覧ください。

先程の位置図を拡大しております。

このように、申請敷地は工業地域に位置しております。

続いて、スライド7をご覧ください。

これは、同じ範囲の航空写真となっております、周りに工場等がございます。

引き続き、スライド8をご覧ください。

近隣施設及び申請敷地の位置関係を示しております。

赤色で着色している部分が申請敷地でございます。

敷地の北側には、JR 呉線を介し、JR 新広駅、呉市役所広支所、広図書館、やよい幼稚園、小さな商業施設等があります。

東側には、中国労災病院がございます。

南側には、鉄工所等の工場群及び虹村公園があります。

西側については、同じく鉄工所等の工場群を介し、住宅団地である多賀谷団地が存在しております。

スライド 9 をご覧ください。

こちらは申請敷地の配置図でございます。

なお、スライド右側が北となっております。

赤色で囲われた部分が申請敷地となっております。

敷地内には、産業廃棄物処理施設、工場及び事務所等の既存建築物が 10 棟、大小ありまして、この度、薄い赤色で着色した建屋内に新たな破砕機を設置する計画となっております。

スライド 10 をご覧ください。

写真ですが、これは先ほどのスライド 9 と一緒にご覧いただければ分かりやすいと思います。

写真①及び②については、敷地前面の道路の状況を示しております。

写真③及び④については、敷地の主要な出入口付近を示しております。

写真⑤及び⑥については、敷地境界に設けた緑地を示しております。

続いて、スライド 11 をご覧ください。

先ほどの配置図にて薄い赤色で示した申請建築物の平面図を示しております。

本建築物は、延べ床面積 3,098.02 平方メートルであり、その建物内の北東側に破砕機を設置する計画となっております。

その中で、赤色で記した範囲を拡大したものを次のスライド 12 で示しております。

破砕機を赤色で、防音壁を青色で示しております。

防音壁は、厚さ 100 ミリメートルの ALC パネルで囲い、破砕機からの騒音を抑制し、近隣等に配慮した計画となっております。

また、断面詳細図を次のスライド 13 で示しております。

スライドに示しておりますとおり、防音壁を立ち上げまして、その上面にも同様の ALC パネルを設置し、破砕機を覆う計画となっております。

スライド 14 をご覧ください。

次に、本市が行った周辺環境に対する影響への審査項目について御説明します。

表に記載しておりますように、「1 施設位置の妥当性」、「2 交通上の支障」、「3 施設計画」、「4 景観対策」、以上の 4 点について特に審査を行いましたので、順を追って御説明します。

まず、「施設位置の妥当性」についてでございます。

スライド 15 をご覧ください。

先ほど御説明したとおり、本申請敷地については、工業地域内に位置しておりまして、主に工場等の建築を誘導する地域となっております。

続きまして、スライド 16 をご覧ください。

これも、本スライドに示しているとおり、申請敷地の半径約 200 メートル以内には様々な施設がありますが、この度設置する破砕機や防音等の対策がこれらの施設の生活環境に与える影響について調査し、当該調査結果に基づき、位置の妥当性についても判断しております。

スライドの 17 をご覧ください。

調査は、平成18年9月に環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部が設けた「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づき実施いたしました。

本物件においては、特に施設の稼働を要因とする「粉じん」、「騒音」、「振動」について調査を行いました。

なお、粉じんを除く「大気質の影響」、「悪臭」、「水質」への影響については、スライドに示す理由から、排水・悪臭はこの施設では発生せず、また車両の割合が少ないという理由から、調査対象外としております。

スライド18をご覧ください。

粉じんの測定値は、空気1立法メートル当たりの濃度は0.05ミリグラムであり、基準値の0.6ミリグラムを大きく下回っております。

周囲の風速について測定いたしましたが、1時間当たりの粉じんが舞い上がる風速の割合が約1.0%とわずかであり、加えて破砕機は建屋内に設置するため直接的な飛散はなく、集じん機を設置し、粉じん量を捕集除去して低減するため、当該破砕機設置による影響は少ないものとの結果となっております。

また、騒音及び振動については、最も不利な3点について測定しております。

本表の「測定値」で示しておりますのは現況の数値を、「予測値」は当該破砕機を設置したと仮定した場合における数値を示しております。

No.1の位置については、破砕機を設置する最も近接する北側隣地境界線上で測っております。

No.2の位置については、破砕機を設置する最も近接する東側隣地の境界線上で測っております。

No.3の位置については、東側隣地中国労災病院における最も破砕機に近接するポイントで測っております。

調査結果においては、表に示しているとおり、騒音規制法及び振動規制法に基づく呉市の基準以下となっております。

以上の結果から、本計画は、生活環境の保全及び規制基準値等を遵守する計画がなされているものと判断しております。

続いて、スライド19をご覧ください。

次に、「交通上の支障」についてでございます。

敷地から幅員20メートルの道路まで約110メートルございます。

前面の道路は、有効幅員8.0メートルを確保しており、敷地に至るまで屈折する箇所はありません。20メートル道路から直接8メートル道路を介して、この敷地内に入れるという計画でございます。

スライド20をご覧ください。

前面の道路状況の写真を①及び②に示しております。

①については敷地の東部から、②は敷地の西部から撮影したものとなっております。

また、当該敷地は道路から最大3.8メートルの範囲を後退し、写真のとおり、歩道として自主的に整備を行っているものでございまして、この出入口からの車の出入りについても、見通しのよい状態で出入りができる形でございまして、交通上の配慮がなされている計画となっております。

続きまして、スライド21をご覧ください。

次は、「施設計画」についてでございます。

駐車場については、従業員用104台及び来客用12台確保しており、従業員数は323人ですが、JR新広駅から徒歩5分以内の立地にあることから、十分確保されている計画となっております。

スライド22をご覧ください。

写真③は、敷地出入口から道路を、写真④は道路から敷地方面を撮影したものとなっております。

本入口から破砕機までの動線は、計量時を除き、搬入車両と搬出車両が交わる箇所はなく、搬入車両が道路で待機することのない、適切な施設計画となっております。

スライド 23 をご覧ください。

最後に、「景観対策」についてでございます。

敷地周囲の緑地の写真を、⑤及び⑥に示しております。

⑤は敷地東側の緑地を、⑥は敷地北側の緑地を撮影したものとなっております。

続きまして、スライド 24 をご覧ください。

ご覧のとおり、敷地全体に緑地を設けており、景観対策に十分配慮されているものでございます。

スライド 25 をご覧ください。

以上の 4 点から、呉市において周辺状況等を総合的に評価した結果、敷地の位置は都市計画上支障がないと判断しております。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく施設の設置許可については、呉市環境部環境政策課と協議済みであり、支障ないとの判断を得ており、また、近接する中国労災病院及び敷地西側約 180 メートルの位置に存在する近隣住宅団地における連絡区会長へ説明を行っており、当該破砕機の設置についての理解を得ているものでございます。

以上で第 2 号議案の説明を終わります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○**藤原会長** それでは、議案の審議をします。

この会場で何か御質問、御意見等ありましたら、お願いします。

(質問・意見なし)

○**藤原会長** ないようですので、次に、オンラインで参加の皆様方、何か御質問、御意見等ございましたら、挙手をお願いします。

太田委員、お願いします。

○**太田委員(オンライン)** ありがとうございます。

スライド 8 の付近見取り図で、大分近くに幼稚園や公園、病院、図書館があります。いろいろな数値基準に沿って事前調査されていることはよく理解できましたが、処理能力を上げれば、廃棄物の運搬量、トラックの数が増えると思います。

申請者は自主的に歩道も整備され、環境配慮をされておられる立派な会社だと思うのですが、スライド 17 で搬入のトラックの台数は現在 6 台と記されておりましたが、今後どの程度増えると思込まれているのでしょうか。

○**藤原会長** 事務局から回答をお願いします。

○**事務局** 今説明させていただいた産業廃棄物については、現在 6 台程度ということですよ。

今後破砕機を設置した場合の台数については、破砕機の最大能力、一つの破砕機でございますが、金属くずだけを破砕した場合に、処理量が 5.4 トンから 87.8 トンになります。通常は 1.5 トンの一番小さいトラックで搬入すると思いますが、87.8 トンを 1.5 トンで割りますと、1 日当たり 6 台程度から、最大 59 台程度に計算上はなるものと考えております。

1 時間当たりでは 8 台程度増えるという計画でございますので、この周辺は工業団地で道路については 8 メートル以上有しておりますので、支障はないと判断しているところでございます。

○**太田委員(オンライン)** ありがとうございます。

基準上は大丈夫ということですが、搬入トラックの増加というのは、かなり大きな変化だと思います。人口がそれほど急激に増えている場所ではないということも了解しておりますが、幼稚園や虹村公園があり、北側の第一種住居地域から公園に行くというこれまでの生活パターンへの、廃棄物運搬車両の増加が与える影響について、地域の幼稚園や病院などへしっかりと広報していただき、引き続き交通安全対策が行われることを祈っています。

大気への影響などは計測できると思うのですが、トラックの増加が生活環境へ与える変化というのが、実際には大きいのではないかと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

○**藤原会長** ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

原田委員、お願いします。

○**原田委員(オンライン)** ありがとうございます。

こういう施設については、基準どおりに認可をとり、施設ができたならそれで終わり、ということではなく、その後の周囲の方々との話し合い、折り合いのつけ方というのがずっと、永遠について回るものだと思うのですけれども、こちらの申請者は操業を長くされていらっしゃるのですが、これまで呉市や広島県へ、操業についてのクレームなどが入ったことはありますか。

○**事務局** 今までそういうクレームや苦情を伺ったことはございません。

○**原田委員(オンライン)** 分かりました。ありがとうございます。

○**藤原会長** そのほかお願いします。

渡邊委員、お願いします。

○**渡邊委員(オンライン)** スライド 18 の表について、騒音 No.3 の基準値の欄に、「準工業地域」と記してあることから、病院の敷地で評価していると思います。(右図中を)よく見ると、「看護師寮」と記してあり、看護師の方は昼間にお休みされる方もおられると思いますが、(基準値が)60 デシベルで良いのか気になります。

準工業地域だから基準は満たしているとはいえるものの、建っている建物用途がいわゆる住居系ですので、果たしてこれで良いと言えるのかどうかについて、事務局の判断を求めたいと思います。

○**事務局** 委員のご指摘のとおり、No.3 については、看護師寮、鉄筋コンクリートの寮がございます。

この周辺は、北側に JR 呉線も通っており、その騒音も含めると、60 デシベル近い数値が通常出ておりますので、それよりは大きくならない状況ということ、またその看護師寮に対し説明を行い、御了解をいただいておりますので、やむを得ないものということで考えております。

○**渡邊委員(オンライン)** ありがとうございます。

関連してもう一つ、この騒音の予測値について、建物の東側をトラックが通るようになると思うのですけれども、現状のプラントの 5 倍から 10 倍の性能があり、トラックが相当数出入りするようになると思うのですが、トラックの出入りも想定した上での騒音や振動の予測値になっているという理解でよろしいでしょうか。

○**事務局** トラックの出入りの騒音については、今回考慮しておりません。

○**渡邊委員(オンライン)** ということは、横に呉線が走っており、そこで大丈夫なのだから大丈夫ではないかという、そのような理解で良いのでしょうか。

○**藤原会長** 今の点について、現在も数は少ないけれどもトラックが入っていますが、その騒音レベルは測っていないのですか。

○**事務局** 騒音を測っている時間帯にトラックが何台かは入っておりますので、加わっていると思いますが、それにより、今の数台が 40 台とか 50 台入ったときの予測値となっているのはございません。

○**藤原会長** トラックのサイズが大きくなるわけでもないし、(測定)1 回当たりのトラックは常に 1 台しかなく、連続して来るか飛び飛びに来るかだけの違いで、現在のトラックの騒音レベ

ルを測っておけば今の御質問にはお答えできると思うのですが、連続するかどうかだけの違いだけで、それ(基準値)は超えていないということによろしいですか。

○事務局 そうい判断をしております。

○藤原会長 渡邊委員、いかがでしょうか。

○渡邊委員(オンライン) 了解しました。ありがとうございます。

○藤原会長 ほかにいかがでしょうか。

杉原委員、お願いします。

○杉原委員(オンライン) トラックがどちらへ向けて行くのかというのを伺いたいのですが、南側の道路のほう、虹村大橋のほうに向けて行くのでしょうか。最終的には国道 185 号に行くと思うのですけれども。

○事務局 トラックの搬出・搬入経路でございますが、スライドに示しておりますように、申請敷地から南側に向かい、20メートル(幅の)道路を経由して搬入・搬出を行います。

直接西側に出る経路は JR のアンダー箇所が狭く、トラックが通りにくいので、基本的には全て南側を経由して搬入・搬出するという予定でございます。

○杉原委員(オンライン) 出入りも同じ経路を通して出入りすることになるのですね。

○事務局 その予定でございます。

○杉原委員(オンライン) わかりました。

ということは、そのトラックの経路は、看護師寮や幼稚園にあまり影響しない経路になるということによろしいですね。

○事務局 敷地までの経路としては影響がないと考えております。

○杉原委員(オンライン) ありがとうございます。

私からは以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

村田委員、お願いします。

○村田委員(オンライン) 周辺に対する環境の影響を審査されていますが、交通量はどの程度増えると見込まれているのでしょうか。

○事務局 交通量については、この機械を導入することによる処理能力を考えたとき、金属くずが一番、トン数が多くなるということです。この金属くずにより想定した場合に、スライド 4 の表を見ていただくと、金属くずはもともと 5.4 トンの処理能力のものが、82.4 トン増え、87.8 トンまでが処理可能な能力になりますので、能力を 1.5 トン車で換算すると、もともと 3.6 台のものが 58.5 台、1 日当たりフル稼働した場合は約 59 台になるものと考えております。

○村田委員(オンライン) ということは、1 時間に何台程度増えるのでしょうか。

○事務局 7、8 時間の稼働時間を予定しておりますので、1 時間当たり 7 台から 8 台の増加になります。

○村田委員(オンライン) 分かりました。ありがとうございます。

○藤原会長 杉原委員、お願いします。

○杉原委員(オンライン) この国道 185 号は交通量が多く、10 分間に 100 台から 200 台程度が通っていますので、国道まで行けば、それほど気になる台数の増加ではないと思います。

○藤原会長 補足説明ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

(質問・意見なし)

○**藤原会長** それでは、第 2 号議案については、その敷地の位置について、都市計画上支障ないものとして認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**藤原会長** オンラインでの参加の皆様もよろしいでしょうか。

(異議なし)

○**藤原会長** 御異議がありませんので、第 2 号議案については、都市計画上支障ないものと認めます。

本日の付議案件は以上でございます。

それでは、ここで一旦、5 分間休憩をとらせていただきます。

15 時 10 分に再開します。よろしくお願いいたします。

オンラインでの参加の皆様も、どうぞよろしくお願いいたします。

休憩 15:00

(休憩)

再開 15:10

### (3)報告事項 広島県都市計画区域マスタープラン(素案)の修正事項について

○**藤原会長** 皆様おそろいですので、再開させていただきます。

オンラインでの参加の皆様方も、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 広島県都市計画課長の栢でございます。

それでは、都市計画区域マスタープランの素案の修正事項について御報告させていただきます。着座にて御説明いたします。

説明時間は 20 分程度を予定しております。

資料は、参考資料 1-1 から 1-4 となります。なお、資料については、スクリーンにも表示しますが、文字が小さく見づらいと思われるので、お手元の資料をご覧くださいませようお願いします。

それでは、参考資料 1-1 の裏面をご覧ください。

今後のスケジュールについて御説明します。

前回、9 月の第 245 回広島県都市計画審議会にて御報告いたしました素案に、市町との調整会議や当審議会にていただきました御意見を反映させ、会長に修正内容を御確認いただいた上で、パブリックコメントや公聴会に向けた公述申し出の対象として、閲覧に供してまいりました。

今回の報告ののちに、所定の手続きを経たのち、県民の皆様からの御意見や市町からの意見を添えて、来年 2 月には当審議会へ諮問する予定としております。

当審議会での審議を経たのちに、その後、大臣同意を得て、最終的には年度末の 3 月の決定告示をもって策定を進めたいと考えております。

それでは、前回報告した素案からの修正事項等について、参考資料 1-2、1-3 により御説明します。

まず、参考資料 1-2 の目次でございます。

「1 市町調整会議での主な意見とその対応」、「2 第 245 回都市計画審議会での主な意見とその対応」、「3 パブリックコメントでの意見とその対応」としており、この順で御説明しま

す。

なお、都市計画法第 16 条第 1 項の規定により、9 月 23 日から 10 月 7 日までの間に公述申し出を受け付けましたが、申し出がなかったため、公聴会の開催については取りやめております。

参考資料 1-2 の 2 ページ、市町調整会議での主な意見とその対応から御説明します。

まず、広島圏域では、呉市から三つの意見がございました。

一つ目は、都市機能に関することで、「高次都市機能の一部は呉市も担っていると考えするため、都市計画の目標にその旨を位置付けてもらいたい。同様に、「クリエイティブ人材や産業」について広島市への記載となっているが、呉市でも一部担いたい。これから新しい呉市を作る上で、広島市の機能の一部を担えるかどうかは重要である」といった意見がありました。

この意見に対する県の対応方針としては、原案において、広域拠点で一部高次都市機能の分担を受け持つ役割があることは既に記載しておりますが、御意見の箇所についても、統一的な記載となるよう修正することとしました。

参考資料 1-3 の 3 ページをご覧ください。

赤字で追記しておりますが、「広島市の役割を分担する拠点として、広域拠点の各都市に一部の高次都市機能の集積を図ります」といった一文を加えております。

同様に、4 ページでは、「広島市を中心としながらその周辺の広域拠点を含めて」という表現の追記を行っております。

それでは、参考資料 1-2 にお戻りください。

呉市からの二つ目の意見でございますが、主要産業に関することで、「呉市の主要産業として記載している鉄鋼業については、日鉄の閉鎖に配慮して記載を取りやめ、別の主要産業であります半導体製造業や自動車、ジェットエンジンなど多数あるため、記載にあたり考慮してもらいたい」といった意見がございました。

この意見に対する県の対応方針としましては、呉市の産業を考慮した記載に変更することとし、参考資料 1-3 の 5 ページにございますように、呉市の産業を踏まえた都市機能強化の方向性について、記載を変更しております。

続きまして、参考資料 1-2 の、呉市からの三つ目の御意見でございます。

こちらは、主要事業に関することで、「呉駅周辺整備等の主要事業を位置づけてもらいたい」といった意見がありました。

この意見に対する県の対応方針としては、原案において既に記載しておりますが、御意見を踏まえ、整備方針等への記載を充実させることとし、参考資料 1-3 の 6 ページにございますように、JR 呉駅前広場及びその周辺地域の整備について追記するとともに、図 5-2 で、現在検討されておりますイメージパースの追加を行っております。

続いて、備後圏域でございますが、福山市と三原市から意見がございました。

福山市からは、「福山駅北口広場の整備について、JR 側からホテルを除くという申し出があったため、「ホテル整備等を含めた」という表現を削除してもらいたい」との意見がございました。

この意見を受けまして、本文からは、「ホテル整備等を含めた」との表現を削除しております。

三原市からは、河川災害復旧に関しての意見で、「平成 30 年 7 月豪雨で被災した河川で、現在、激甚災害対策特別事業を推進しているところであるため、最優先の事業として、その記載を入れてもらいたい」との意見がございました。

この意見を受け、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針のうち、河川整備について、優先度の考え方を追記しました。

参考資料 1-3 の 17 ページをご覧ください。

こちらは赤色の文字部分になりますが、「再度災害防止対策に最優先で取り組むとともに、優先度の高い箇所から河道拡幅や河床掘削などの河川改修を行う」旨、追記しております。

以上が、市町調整会議での意見を踏まえた修正事項となります。

なお、備北圏域では、意見交換はございましたが、内容の修正となるような意見はございませんでした。

続きまして、参考資料 1-2 の 3 ページ、第 245 回都市計画審議会での主な意見とその対応でございます。

主な意見として、情報通信インフラに関することがございました。

具体的には、都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針において、「これまでの交通、河川砂防、下水道に加えて、情報通信インフラを位置づけておくべき」という御意見でございました。

この御意見を受けまして、都市施設の一つとして「情報通信インフラ」を追記しました。

こちらは、参考資料 1-3 の 9 ページをご覧ください。

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針のうち、「(4) その他の都市施設」として、「情報通信インフラ」を追記しました。

「a 整備方針」の 2 行目の最後からでございますが、「県内全域で、新しい生活様式の実践に必要な通信速度を提供可能な光ファイバ網をはじめとする超高速ブロードバンド基盤等の整備等を推進する」としています。

これは広島圏域のものでございますが、備後圏域や備北圏域でも同様の内容を追記しております。

なお、これらの修正内容については、参考資料 1-4 で素案の新旧対照として整理しておりますので、こちらは後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、参考資料 1-2 の 4 ページ、パブリックコメントでの意見とその対応について御説明します。

4 名の方から 8 項目の御意見がございました。

順に御説明します。

まず、一つ目でございますが、水道民営化についての御意見でございます。

「水道の民営化は実施すべきではない。最低限、命の水を守る為に外資の運営をさせてはならない。諸外国で水道民営化は試みられたが、水道料金の高騰やサービスの低下をもたらすなど、ことごとく失敗し、再公営化されている」といった御意見がございました。

この意見に関する県の対応方針でございますが、「水道は、県民の日常生活や社会経済活動に必要不可欠なライフラインです。健全な経営基盤を確立し、地方公共団体の責務として、将来にわたり、安全・安心な水を適切な料金で安定供給できるよう取り組んでまいります」としております。

二つ目でございます。スマートシティに関する御意見でございます。

「スマートシティの導入に際しては、個人情報漏洩などのセキュリティ対策を最重要とするとともに、システムダウンによる経済活動等の混乱や電波による健康被害などのデメリットを考慮し検討すること」といった御意見がございました。

この意見に関する県の対応方針でございますが、「現在、国によりスマートシティのセキュリティの在り方が検討されていますとともに、電波の影響について見解が示されております。スマートシティ化に際しては、こうしたデメリットに関する情報も把握し、国・市町や事業者等の構築・運用にかかわる多様な関係者間で情報共有しながら取り組んでまいります」としております。

三つ目でございます。東広島都市計画区域の 50 戸連たん制度についてでございます。

「50 戸連たんなどの開発許可は、必要最低限の運用となるよう基準の見直しを行うとあるが、50 戸連たんの開発制度は、東広島市の場合、今後も必要な制度である。このため、基

準の見直しにあたっては、地域活性化、地域将来性を踏まえたものとなるようお願いしたい」との御意見がございました。

この意見に関する県の対応方針でございますが、「50 戸連たんの開発許可は、これまで都市のスプロール化を進行させる要因の一つでもあったことから、今後は、スプロール化を抑制し、「コンパクト＋ネットワーク型」の都市を実現するため、立地適正化計画における居住誘導区域との整合を踏まえつつ、市町の実情に応じた必要最低限の運用となるよう、適用区域の限定などを検討してまいります」としております。

なお、東広島市においては、緩やかに人口増を続けてきておりますが、今後は横ばいから緩やかな減少に向かうことが予測される中で、東広島市の実情に応じた見直しが必要と考えております。

四つ目でございます。東広島都市計画区域の道路施設についてでございます。

「10 年以内に実施することを予定する主要な事業の表に、都市計画道路吉行小谷線の実施を要望し、同表への掲載を強く望む。」との御意見がございました。

この意見に対する県の考え方ですが、「吉行小谷線は、西条と西高屋及び白市の各市街地を連絡する幹線道路の機能強化を図るため、東広島本郷忠海線のバイパスとして、平成 9 年 6 月に都市計画決定されました。吉行小谷線の整備については、今後の財政状況や交通量の状況、他路線の事業の進捗状況を勘案しながら、整備手法や着手時期を検討してまいります」としております。

五つ目でございます。備北圏域の河川整備方針及び整備目標についてでございます。

「10 年以内に整備を行う主要な施設に高梁川水系の施策が、記載の無い事を危惧しています。平成 30 年、令和 2 年と立て続けにこの流域で浸水被害が起きています。加えて令和元年に示された一級河川高梁川水系成羽川洪水浸水想定区域図によれば、東城市街地壊滅のシナリオが記されています。想定外への備えが肝要と考えますので、流域住民の安心安全の為、一層の流域住民への御助力と、特段の御配慮をお願いします」との意見がございました。

この意見に対する県の対応方針ですが、「頻発化・激甚化する豪雨に対するリスクを低減し、安全で快適な都市環境を確保するため、一級河川江の川水系、高梁川水系の各河川において、再度災害防止対策に最優先に取り組み、優先度の高い箇所から河川改修を計画的に進めることとしています。高梁川水系成羽川の浸水実績等を踏まえ、県内における整備優先度を評価し、具体的な整備箇所の設定を行ってまいります」としております。

六つ目でございます。新しい生活様式についてでございます。

「新型コロナウイルスによる新しい生活様式や三密についての記載があるが、10 年後までのトピックになるものなのか。ワクチンが開発されれば、SARS ウイルスやインフルエンザのように一時的なものになるのではないか。」といった御意見がございました。

この意見に対する県の考え方ですが、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人と人との距離を保つ分散の大切さへの気づきをもたらし、今後は、時間や場所にとらわれない暮らし方や働き方などが求められるため、本県の特徴である都市と自然の近接性を最大限生かした、適切な分散と適切な集中を創造する「適散・適集な地域づくり」を進めていく必要があると考えております」としております。

七つ目でございます。市街地開発事業についてでございます。

「市街地開発事業によるまちづくりについての記載があるが、人口減少が進むこれからの時代に市街地開発事業をメインに記載する必要があるのか。」といった御意見がございました。

この意見に対する県の考え方ですが、「人口減少が進む時代においても、市街地開発事業の活用などにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、地域活力の再生を図るなど、クリエイティブな人材や産業のさらなる集積により、新たな価値を生み出す

独創的なビジネスモデルなどが創出されるイノベーションを通じて経済成長を促進する必要があるものと考えています。ただし、人口及び産業の将来の見通し等を勘案した上で、新市街地の整備に係る土地区画整理事業については慎重に検討してまいります」としております。

八つ目でございます。生産緑地に関することです。

「災害リスクが高い区域に生産緑地を指定することは生産緑地法の趣旨である「農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。」と整合するのか。」といった御意見がございました。

この意見に対する県の考え方ですが、「災害リスクの高い区域については、住居系用途を目的とした開発・建築行為の制限を検討するとともに、土地利用の特性に配慮しつつ、自然的環境への回帰や緑地としての活用を図るなど、都市的土地利用の縮退の可能性を検討することとしています。このため、災害リスクの高い区域への宅地化を抑制する必要がある場合には、市街化調整区域への編入や地区計画などの必要な土地利用規制の導入、さらに生産緑地の指定なども含めた総合的な観点から、安全・安心な都市づくりに向けて検討する必要があると考えております」としております。

以上がパブリックコメントでの意見とその対応となりますが、これらの御意見に伴う本文の修正事項はございません。

本日の報告事項の御説明は以上となります。

ただ今御説明しました修正を加え、国との事前協議を現在進めているところでございまして、今後は、関係省庁などからの御意見なども踏まえ、来年 2 月の広島県都市計画審議会に諮問したいと存じますので、よろしくお願いします。

以上で御報告を終わります。

○**藤原会長** ありがとうございます。

それでは、ここで、御質問、御意見を頂戴したいと思います。

まず、会場の委員の皆様、いかがでしょうか。

(質問・意見なし)

○**藤原会長** よろしいでしょうか。

それでは、オンラインでの参加の皆様、何か御意見等ございますか。

渡邊委員、お願いします。

○**渡邊委員(オンライン)** 御説明ありがとうございました。

パブリックコメントでの意見への県の考え方と対応方針について、2 点ほど御検討いただきたい点があります。

まず、1 点目の水道民営化について、県では水道事業の広域化にも取り組まれていると思うので、対応方針の 3 行目の初めに、「水道事業の広域化によって健全な経営基盤を確立し」と加えてはどうかと思いました。これは別にこだわりません。

それからもう一つ、あまりこだわらないのですが、5 点目の備北圏域の河川整備ですが、一級河川の江の川水系や高梁川水系は国の管理する河川だと思うので、対応方針に「国とともに河川改修の計画を進める」など、国と連携して進めることを入れたらどうかと思いました。

以上 2 点です。

○**事務局** まず、1 点目の水道事業の民営化についてのパブリックコメントに対する委員からの御意見でございしますが、お話にもありましたように、県においては現在水道事業所広域連携を推進することによって経営基盤の強化を図ることとし、今年(令和 2 年)6 月に広島県水道広域連携推進方針を策定し、賛同する市町との経営組織を一元化し、全体最適を図り

ながら事業運営ができる統合を目指すこととしているところでございます。

なお、このパブリックコメントの意見に対する対応方針については、担当する企業局と調整し、今申しました内容を加えるかどうかを検討してまいりたいと思います。

2点目の国の直轄河川について、国との連携が分かるようにとの御意見についても、併せて適切な表現を検討してまいりたいと思います。

修正を加えることとなりましたら、会長をはじめ、関係される方に御意見を伺いたいと思っております。

○**渡邊委員(オンライン)** ありがとうございます。

○**藤原会長** ほかにいかがでしょうか。

太田委員、お願いします。

○**太田委員(オンライン)** ありがとうございます。

短期間に多くの真摯な意見があり、それに非常に上手に県が対応していただいているということで、ありがたく思っています。

ICT関係について、参考資料1-4の新旧対照のうち、3ページの二つ目に追加の修正が入っており、これは私も賛成ですが、「必要な通信速度を提供可能な光ファイバ網をはじめとする超高速ブロードバンド基盤等の整備等」の部分について、今は技術の進歩がものすごく早いので、10年後を思ったとき、今の時点から着手し、あるいはこれからどういうふうに着手していくかを考えるときに、具体的な「光ファイバ網」という記載が妥当なのかどうかということです。

昔の技術に引っ張られて先に進めないということが、ICT分野では起きているようなので、例えば「必要な通信速度を提供可能な超高速ブロードバンド基盤等の整備等」という形にしておかれるのがよろしいのではないかと思います。

参考資料1-2の、スマートシティに関する意見対応のところ、国やその他の地域と調整しながら取り組むとの記載があるので、心配はしておりませんが、具体的な技術のことを記載するときには留意されたほうがよろしいかと思います。

以上です。

○**事務局** ブロードバンド網の整備について、委員からの御指摘のとおり、ICT技術の進歩については日進月歩でございますけれども、現在、広島県においては、県内の主要な地域全域を対象としてこのような光ファイバ網の整備事業を進めております。

まずは、そういった既存の技術の中でできるだけ良いものを活用しながら、ICT技術の導入の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今後、ICT技術の進展等に伴い、さらに有効かつ県民の皆様の発展につながるような技術が開発され、それが導入可能になってまいりましたら、時代に合わせたものについて検討してまいりたいと考えております。

○**太田委員(オンライン)** わかりました。ありがとうございます。

○**藤原会長** ほかにいかがでしょうか。

杉原委員、お願いします。

○**杉原委員(オンライン)** パブコメの意見の6点目の新しい生活様式についての県の対応方針のところ、新型コロナウイルスが一過性的のように記載されているのですが、今回だけではなく、今後もこういうパンデミックが起きることは十分考えられますので、そのようなニュアンスも多少加えられたらいいのではないかと思います。対応方針について、今後も感染症のパンデミックが起きるおそれもあるということを記載したほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○**事務局** ありがとうございます。

今後の新型のウイルスあるいは感染症に対する方針については、国等の動向、それから

各部署で出される意見なども踏まえ、今の委員の方からいただいた御意見なども総合的に判断して、どのような表現でお返しするかということを検討してまいりたいと思います。

○**藤原会長** ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

(質問・意見なし)

○**藤原会長** よろしいですか。

大方御意見あるいは御質問を頂戴したと思いますので、このあたりにしたいと思います。

それでは、本日いただきました御意見については、一度事務局で整理していただきたいと思います。

素案の修正内容については、後日、私も確認させていただきまして、来年1月下旬からの縦覧等の手続を進める形をとりたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○**藤原会長** オンラインの皆様もよろしいでしょうか。

(異議なし)

○**藤原会長** ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了します。

皆様、どうもありがとうございました。

オンラインで参加の皆様も、どうもありがとうございました。

事務局へお戻します。

### 3 閉 会

○**司会** 藤原会長、ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。

次回審議会は令和3年2月9日火曜日10時を予定しております。後日御案内しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

閉会 15:40

# 第246回 広島県都市計画審議会 委員名簿

R2. 11. 11現在

出席 2条1項1号委員（学識経験のある者）

| 氏名                        | 役職名                   | 摘要   |
|---------------------------|-----------------------|------|
| ○ しげ とう たか ふみ<br>重 藤 隆 文  | 広島商工会議所副会頭            |      |
| ○ すぎ はら かず み<br>杉 原 数 美   | 広島国際大学教授（オンライン出席）     |      |
| ○ わた なべ かず なり<br>渡 邊 一 成  | 福山市立大学教授（オンライン出席）     |      |
| ○ ふじ わら あき まさ<br>藤 原 章 正  | 広島大学教授                | 会長   |
| にし な だい さく<br>西 名 大 作     | 広島大学教授                | 会長代理 |
| ○ おお た いく こ<br>太 田 育 子    | 広島市立大学教授（オンライン出席）     |      |
| ○ むら た わ か よ<br>村 田 和 賀 代 | 県立広島大学准教授（オンライン出席）    |      |
| ○ はら だ ひろ こ<br>原 田 弘 子    | 内閣官房地域活性化伝道師（オンライン出席） |      |

2条1項2号委員（関係行政機関の職員）

| 氏名                        | 役職名            | 摘要 |
|---------------------------|----------------|----|
| ○ こ だいら たく<br>小 平 卓       | 中国地方整備局長（代理出席） |    |
| ○ しお や しゅん いち<br>塩 屋 俊 一  | 中国四国農政局長（代理出席） |    |
| ○ かわ はら ばた とおる<br>河 原 畑 徹 | 中国運輸局長（代理出席）   |    |
| ○ すず き のぶ ひろ<br>鈴 木 信 弘   | 広島県警察本部長（代理出席） |    |

2条1項3号委員（市町長を代表する者）

| 氏名                    | 役職名  | 摘要 |
|-----------------------|------|----|
| いま え とし ひこ<br>今 榮 敏 彦 | 竹原市長 |    |
| よし だ たか ゆき<br>吉 田 隆 行 | 坂町長  |    |

2条1項4号委員（県議会の議員）

| 氏名                       | 役職名   | 摘要 |
|--------------------------|-------|----|
| ○ う だ しん<br>宇 田 伸        | 県議会議員 |    |
| き じ つね ひろ<br>城 戸 常 太     | 〃     |    |
| おか ざき てつ お<br>岡 崎 哲 夫    | 〃     |    |
| ○ とみ なが けん ぞう<br>富 永 健 三 | 〃     |    |
| ○ まつ おか ひろ みち<br>松 岡 宏 道 | 〃     |    |
| ○ なか はら こう じ<br>中 原 好 治  | 〃     |    |
| ○ た がわ じゅ いち<br>田 川 寿 一  | 〃     |    |

2条1項5号委員（市町の議会の議長を代表する者）

| 氏名                   | 役職名     | 摘要 |
|----------------------|---------|----|
| やま だ はる お<br>山 田 春 男 | 広島市議会議長 |    |